

新発田市・胎内市・聖籠町では どんな取組みをしているの?



男女共同参画の推進に係る分野においては、それぞれの男女共同参画を推進する計画を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて連携した取り組みを進めています。

新発田市

男女共同参画社会を目指して

- I 男女共同参画社会の形成に向けた意識づくり
- Ⅱ 家庭、職場、地域における男女共同参画のための環境づくり
- Ⅲ 就業の場における更なる男女共同参画の推進
- Ⅳ 男女共同参画の視点に立った性に関する正しい理解と暴力の根絶

胎内市

女性と男性が生き生きと活躍できるまち

- I 人権を尊重した男女平等の意識づくり
- Ⅱ 男女共同参画による活力あるまちづくり
- Ⅲ 仕事と家庭の調和(ワークライフバランス)がとれた環境づくり
- Ⅳ 生涯にわたる心身の健康づくり
- V 庁内の推進体制の整備及び管理

聖籍町

『人と人・男性と女性』が支えあうまち

- I 町民への男女平等意識の浸透
- Ⅱ 「人と人・男性と女性」の人権が尊重され、平等に暮らせるまちづくり
- Ⅲ 「人と人・男性と女性」が活躍できる環境づくり
- IV 計画の確実な推進のための体制整備



デートDVを知っていますか?



DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、配偶者や恋人など親密な関係にある又はあった者から振るわれる暴力のことで、女性だけでなく、男性が被害者となる場合もあります。

とくに若い世代の交際中のカップルの間で起きるDVを「デートDV」といいます。

「なぐる・ける」だけが暴力ではありません。 強い束縛で恐怖心を与えたり、心を傷つけたりす ることなども暴力にあたります。

DVは、誰にでも起こりえる身近な問題です。



■DVに関する相談先

●新潟県女性福祉相談所

(県配偶者暴力支援センター)

☎ 025-381-1111

【相談時間】

月~金8:30~17:15(祝日除く)

●子ども・女性電話相談

☎ 025-382-4152

【相談時間】年中無休9:00~22:00

●性暴力被害者支援センターにいがた

2 025-281-1020

【相談時間】

月~木 10:00 ~ 16:00

金~日・祝日 10:00 ~翌日 10:00

(年末・年始は除きます)

●女性の人権ホットライン

☎ 0570-070-810

【相談時間】

月~金8:30~17:15

(祝日・休日・年末・年始は除きます)

● DV・児童虐待相談フリーダイヤル

25 0120-26-2928

【相談時間】年中無休9:00~22:00

■性犯罪被害相談電話ハートさん

#8103 xt 2025-281-7890

(警察本部)

【相談時間】

月~金8:30~17:15

パープルリボン 女性に対する暴力根絶の ためのシンボルマークです

LGBT(性的マイノリティ)を知っていますか?

LGBT とは、L = レズビアン(女性の同性愛)、G = ゲイ(男性の同性愛)、B = バイセクシャル(両性愛)、T = トランスジェンダー(身体的な性別に違和感を持つ状態)の頭文字をとった言葉で、広く「性的マイノリティ(性的少数者)」を表す言葉として使われています。

LGBT は 13 人に 1 人の割合と言われています。「会ったことがない」という人も、気づかなかっただけなのかもしれません。LGBT についての知識を持ち、性の多様性を理解しましょう。



男女共同参画に関連する主な相談窓口

~ ひとりで悩まず、まずは相談を~

- ■対人関係・男女関係、家族のこと心や身体に関する相談
- ●新潟県男女平等推進相談室

2 025-285-6605

【相談時間】月~金 11:00 ~ 17:30 + 10:00 ~ 16:30



- ■各市町の担当窓口 【相談時間】いずれも土日祝日を除く8:30~17:15
- ●新発田市役所

社会福祉課 人権啓発課

☎ 0254-22-3030

●聖籠町役場 総務課

☎ 0254-27-2111

●胎内市役所 総務課☎ 0254-43-6111

このパンフレットは、定住自立圏事業で作成し、新発田市、胎内市、聖籠町で配付しています。 編集・発行:新発田市人権啓発課